

【商工委員会】

(1) 審議概要

第129回国会において商工委員会に付託された法律案は、内閣提出5件、本院議員提出1件であり、内閣提出5件が成立し、本院議員提出1件は審査未了となった。また、本委員会に付託された請願5種類26件はいずれも保留とされた。

〔法律案の審査〕

製造物責任法案は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合に、被害者の救済をより容易にするため、従来の事業者に対する「過失責任」の原則を修正し、新たに「欠陥責任」を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第1に、製造業者等は製造、加工、輸入または氏名等の表示をした製造物であって、引き渡したものに欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第2に、製造業者等が引き渡した時における科学または技術に関する知見によつては、当該製造物に欠陥があることを認識できなかつた場合等においては、損害賠償の責めに任じない。

第3に、損害賠償の請求権は被害者またはその法定代理人が損害及び賠償義務者を知ったときから3年間行わないとき時効により消滅する。また、製造業者等が当該製造物を引き渡したときから10年を経過したとき消滅する。

本法律案については、本会議において趣旨説明が行われ、製造物責任法案提出の背景、中小企業に対する影響、訴訟への影響、輸血用血液製剤の問題等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、製造物責任法案提出の意義及び立法の経過、諸外国の製造物責任制度との比較、欠陥の定義の解釈、推定規定及び開発危険の抗弁の採否、被害者救済制度の現状、原因究明機関の充実、裁判外紛争処理機関の整備、消費者への情報提供、製品の事故情報の収集・分析・提供、産業政策への影響、中小企業への影響と対応策、輸血用血液製剤を本法の対象とすることの是非等の質疑が行われた。

また、参考人として、全国商工会連合会専務理事辛嶋修郎君、東京都地域婦人団体連盟事務局長田中里子君、帝京大学法学部教授川井健君、国立国際医療センター総長高久史麿君から意見を聴取し質疑を行った。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は原案どおり全会一致で可決された。なお、9項目の附帯決議が付された。

ガス事業法の一部を改正する法律案は、一定規模以上の大口需要者に対するガス供給に関する規制緩和及び保安規制の見直し等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第1に、一般ガス事業者が大口需要者にガスを供給する場合、現行の料金規制を緩和し、原則として当事者間の自由交渉による供給条件の決定を認める。

第2に、一般ガス事業者は、一定の条件下で供給区域以外の大口需要者にガスを供給できる。また、一般ガス事業者以外の者も、一定の条件下で大口需要者にガスを供給できる。

第3に、大口需要者に対するガスの供給に関する保安規制の整備を行う。

第4に、ガス主任技術者試験の事務を民間に委託する。

委員会においては、大口需要の基準を200万m³以上とした理由、中小ガス事業者及び小口需要家への悪影響の防止、都市ガス事業の保安対策、大口料金の規制緩和による採算性の確保、大口需要部門の規制緩和と安定供給との関係等について質疑が行われた。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は原案どおり多数で可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案は、オゾン層破壊の進行と同問題に対する科学的知見を背景とした「モントリオール議定書」の改正に対応して国内規制体制を整備しようとするもので、製造の規制対象となる特定物質を政令で定めることとしたほか、新たに特定物質を追加するとともに、製造が全廃された後も特定用途に限り、特例として一定量の特定物質の製造を認める等の措置を講じようとするものである。なお、本法律案は参議院先議である。

委員会においては、特定物質の規制スケジュール、回収・再利用システムの構築、中小企業支援策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は原案どおり全会一致で可決された。
なお、4項目の附帯決議が付された。

[国政調査・委嘱審査]

5月31日、畠通商産業大臣から通商産業行政の基本施策について、また、寺澤経済企画庁長官から経済計画等の基本施策について、所信を聴取するとともに、平成5年における公正取引委員会の業務の概略について、小粥公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

次いで、6月7日、通商産業行政の基本施策及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、公共入札ガイドライン、公共料金の引き上げ実施見送り措置問題、景気の現状と対策、日米包括経済協議の今後の対応、円高による中小企業への影響、大店法の改正問題、公共投資基本計画の上積みの必要性、税制改革に関する機械的試算等の問題が取り上げられた。

また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫に関する予算の審査を行い、円高への対応策、内外価格差問題、日米包括経済協議、円高と産業空洞化、独禁法政策、埼玉土曜会事件に関する資料提出問題、公共投資基本計画の現状と今後の対応、日米の成長率格差、エネルギーの規制緩和、大店法の規制緩和による中小売業への影響、住宅公団団地内道路の都市ガス導管の費用負担問題等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成6年3月29日（火）（第1回）

産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

（閣法第17号）（衆議院送付）

について熊谷通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第17号）

賛成会派　　自、社、新緑、公、共

反対会派　　なし

○平成 6 年 5 月 31 日（火）（第 2 回）

通商産業行政の基本施策に関する件について畠通商産業大臣から所信を聴いた。

経済計画等の基本施策に関する件について寺澤経済企画庁長官から所信を聴いた。

平成 5 年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成 6 年 6 月 6 日（月）（第 3 回）

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）について畠通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 6 年 6 月 7 日（火）（第 4 回）

通商産業行政の基本施策に関する件、経済計画等の基本施策に関する件等について寺澤経済企画庁長官、畠通商産業大臣、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成 6 年 6 月 9 日（木）（第 5 回）

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）について畠通商産業大臣、政府委員及び消防庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第43号）

賛成会派　　自、社、新緑、公、共

反対会派　　なし

なお、附帯決議を行った。

石油公団法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

ガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

以上両案について畠通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 6 年 6 月 16 日（木）（第 6 回）

石油公団法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

ガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

以上両案について、畠通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第18号・閣法第40号）

賛成会派　　自、社、新緑、公

反対会派　　共

なお、ガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成6年6月20日（月）（第7回）

製造物責任法案（閣法第53号）（衆議院送付）について寺澤経済企画庁長官から趣旨説明を聴き、

製造物責任法案（参第2号）について発議者参議院議員橋本敦君から趣旨説明を聴き、

以上両案について寺澤経済企画庁長官、畠通商産業大臣、政府委員、法務省、厚生省、農林水産省及び建設省当局に対し質疑を行った。

参考人の出席を求めるこを決定した。

○平成6年6月21日（火）（第8回）

製造物責任法案（閣法第53号）（衆議院送付）

製造物責任法案（参第2号）

以上両案について参考人全国商工会連合会専務理事辛嶋修郎君、東京都地域婦人団体連盟事務局長田中里子君、帝京大学法学部教授川井健君及び国立国際医療センター総長高久史磨君から意見を聴いた後、各参考人に質疑を行った。

○平成6年6月22日（水）（第9回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫）について参考人の出席を求めるこを決定し、畠通商産業大臣、寺澤経済企画庁長官及び小粥公正取引委員会

委員長から説明を聴いた後、寺澤経済企画庁長官、畠通商産業大臣、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、建設省、会計検査院当局及び参考人住宅・都市整備公団理事青柳幸人君に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

製造物責任法案（閣法第53号）（衆議院送付）

製造物責任法案（参第2号）

以上両案について畠通商産業大臣、寺澤経済企画庁長官、政府委員、法務省、大蔵省、厚生省及び総務庁当局に対し質疑を行った後、

製造物責任法案（閣法第53号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第53号）

賛成会派　　自、社、新緑、公、共

反対会派　　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月29日（水）（第10回）

請願第298号外25件を審査した。

産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- 内閣提出法律案（5件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付 託	委員会 決	本会議 決	委員会 付 託	委員会 決	本会議 決	
※17	繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	6. 3.11	6. 3.25	6. 3.29 可 決	6. 3.29 可 決	6. 3.24	6. 3.24 可 決	6. 3.25 可 決	
※18	石油公団法の一部を改正する法律案	"	3. 11	6. 6 (予)	6. 16 可 決	6. 17 可 決	5. 20	6. 3 可 決	6. 7 可 決	
40	ガス事業法の一部を改正する法律案	"	3. 25	6. 6 (予)	6. 16 可 決	6. 17 可 決	5. 20	6. 3 可 決	6. 7 可 決	
43	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 25	5. 25	6. 9 可 決	6. 10 可 決	5. 20 (予)	6. 21 可 決	6. 23 可 決	
53	製造物責任法案	衆	4. 12	6. 17	6. 22 可 決	6. 22 可 決	6. 2	6. 15 可 決	6. 16 可 決	6. 6. 17 参本会議趣旨説明

• 本院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
2	製造物責任法案	橋本 敦君 (6. 4. 12)	6. 4. 15		6. 6. 17	未 了					6. 6. 17 参本会議 趣旨説明

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、繊維工業の構造改善がなお必要とされる一方、繊維工業のみの構造改善ではその一層の推進が難しくなっている現状にかんがみ、繊維製品の販売の事業分野を含めた繊維産業全体の構造改善を総合的に促進していくための措置を講じつつ、廃止期限を延長しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 廃止期限の延長

この法律の廃止期限を平成11年6月30日まで5年延長する。

2 題名及び目的の改正

この法律の目的を、繊維工業の構造改善のみでなく、繊維製品の流通を含めた一体的構造改善を図ることとし、題名を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改める。

3 定義規定の改正等

(1) 繊維工業及び繊維製品の販売の事業を「繊維産業」と定義するとともに、繊維産業に属する事業を「繊維事業」、繊維事業を営む者を「繊維事業者」と定義する。

(2) 構成員の相当部分が繊維事業者（繊維製品のデザインの事業を営む者を含む。）である、繊維事業を行う事業協同組合及び事業協同小組合を「特定組合」と定義する。

(3) 民法第34条の規定により設立された法人または繊維事業者、特定組合もしくは特定商工組合等が出資している、通商産業省令で定める要件に該当する会社を「特定法人」と定義する。

4 基本指針に定める事項の改正

基本指針に定める事項について、「販売又は在庫の管理の合理化」等を追加する。

5 構造改善事業計画の承認の制度の改正

(1) 構造改善事業計画は、事業相互の関連性について通商産業省令で定め

る要件に該当するときに作成できることとし、現に行う繊維事業に関して作成する。

(2) 通商産業大臣の計画承認基準として、構造改善事業の参加者の行う事業が相互に密接に連携し、かつ適切に機能を分担することとなると見込まれることを追加する。

6 構造改善円滑化計画の作成主体の追加

構造改善円滑化計画の作成主体として、特定法人を追加する。

7 中小企業近代化資金等助成法の特例

承認構造改善事業計画または承認構造改善円滑化計画に従って設置する設備については、中小企業設備近代化資金貸付の償還期間についての特例を受けることができる。

8 繊維工業構造改善事業協会の改称

繊維工業構造改善事業協会を繊維産業構造改善事業協会と改称する。

石油公団法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、最近の海外における可燃性天然ガス資源の開発をめぐる環境の変化にかんがみ、開発に必要な資金の融通を円滑にするため、石油公団の業務の拡充等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 業務の追加

(1) 海外における可燃性天然ガスの採取及び液化に必要な資金を供給するための出資を行う。

(2) 海外における可燃性天然ガスの液化に必要な資金に係る債務の保証を行う。

(3) 石油等の探鉱及び採取に係る技術の海外における実証を行う。

2 その他

(1) 石油公団の理事及び監事の任期を2年とする。

(2) 罰金及び過料の金額を引き上げる。

ガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、近年における産業用及び業務用需要の増大等のガス事業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、ガスの使用者の利益の一層の増進とガス事業の活力ある発展を図るため、大口供給に係る規制を緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「大口供給」とは、ガスの使用者の一定数量以上の需要に応じて行う導管によるガスの供給であって、通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。
- (2) 「大口ガス事業」とは、大口供給を行う事業をいう。ただし、一般ガス事業者がその供給区域内において行うもの等を除く。
- (3) 「大口ガス事業者」とは、一般ガス事業者以外の者であって、所要の手続を経て大口供給を行う者をいう。

2 事業規制の緩和等

(1) 一般ガス事業者の料金規制の緩和

- ① 一般ガス事業者は、供給区域内において大口供給を行う場合、料金その他の供給条件について供給の相手方と合意したときは、通商産業大臣の認可を受けずにガスを供給することができる。
- ② 一般ガス事業者であって大口供給を行う者に、毎年度、事業計画の届出義務を課する。
- ③ 通商産業大臣は、一般ガス事業者の大口供給に係る事業運営が適切でないため、大口供給に係るガス使用者以外のガス使用者の利益を阻害するおそれがあると認めるときは、一般ガス事業者に対し、事業運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(2) 一般ガス事業者の参入規制の緩和

- ① 一般ガス事業者は、供給区域以外の地域において大口供給を行う場合、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
- ② その許可基準は、(1) 大口供給が他の一般ガス事業者の供給区域内において行われる場合、ガス使用者の利益が阻害されるおそれがないこと、

(2) 大口供給が他の一般ガス事業者の供給区域以外であって、一般ガス事業の開始が見込まれる地域である場合、大口供給により一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれがないこと等である。

(3) 一般ガス事業者以外の者の参入規制の緩和

- ① 一般ガス事業者以外の者は、一般ガス事業者の供給区域内において大口供給を行う場合、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。通商産業大臣は一般ガス事業者の供給区域内のガス使用者の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ許可をしてはならない。
- ② 一般ガス事業者以外の者は、一般ガス事業者の供給区域以外において大口供給を行う場合、供給の相手方等を通商産業大臣に届け出なければならない。通商産業大臣は大口供給により一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、届出事項の変更、または大口供給の中止勧告を行うことができる。

3 保安規制関係措置

(1) 保安規定の大口ガス事業者に関する準用

一般ガス事業者の保安に係る規定のうち、工事計画、ガス工作物の技術基準適合義務、保安規程等の規定を大口ガス事業者に関し準用する。

(2) ガス主任技術者試験の実施機関の変更

ガス主任技術者試験の実施に関する事務を、通商産業大臣の指定する者に行わせることができる。

(3) 電気事業法による保安規制の適用を受ける事業者の除外

電気事業法による保安規制の適用を受ける事業者については、ガス事業法による保安規制の適用対象から除外する。

4 その他

通商産業大臣は、一般ガス事業の適確な遂行を図るために必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、方法または額を定めて積立金または引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

[附帯決議]

政府は、ガス事業が国民生活及び産業活動を支える重要なエネルギーであることにかんがみ、本法施行により国民生活の一層の向上に資するよう、次の諸

点について適切な措置を講すべきである。

- 1 規制緩和により、ガスエネルギーの効率的利用が促進され、消費者利益が増進するよう、液化石油ガスに関する法規制を含め、さらに規制緩和を推進すること。
- 2 規制緩和の推進においては、消費者に対するガスエネルギーの安定的な供給が損なわれることのないよう留意すること。
- 3 今般の制度改革により期待される一般ガス事業者の経営の合理化等の成果が、小口一般需要家を含め、ガス料金等に適切に反映されるよう措置すること。
- 4 ガス事業における安全性を徹底するため、技術進歩等を踏まえ、保安規制を適時見直すとともに、一般消費者の安全対策をより一層強化すること。
- 5 中小都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者に対して公平な競争条件の整備を図るとともに、その競争基盤を強化するため、税制、金融面での措置を含め、適切な合理化支援措置を検討すること。

右決議する。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、オゾン層破壊の予想以上の進展、同問題への科学的知見の蓄積等を踏まえて、平成4年11月「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の改正等が採択されたため、同改正に応じた国内規制体制を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定物質の政令事項への移管

オゾン層保護のための国際的取り組みの緊要性の増大に応じ、議定書の改正に弾力的に対応するため、製造等の規制の対象となる特定物質の定義、種類等を、議定書の規定に即して政令で定めることとする。

なお、同改正措置により新たにハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロブロモフルオロカーボン、臭化メチルを特定物質として政令で定める。

2 特定用途に係る規定の整備

特定物質の生産が全廃となった後も、特定用途（エッセンシャルユース）に限り特例として一定量の特定物質の製造等を認めるため、所要の規定を整備する。

3 指定物質の廃止

指定物質として生産量等の調整を行ってきたハイドロクロロフルオロカーボンが、新たに規制対象物質となることに伴い、指定物質に係る規定を削除する。

4 罰則

特定物質の製造数量等に関する届出義務違反に対し政令で罰則を設けることができるこことするほか、所要の罰則規定を整備する。

〔附帯決議〕

政府は、本法施行に当たり、地球環境問題に対する国際的関心の高まり、オゾン層破壊の予想以上の進展にかんがみ、同問題の解決に向け積極的に貢献するよう努めるとともに、以下の諸点について留意すべきである。

1 特定物質の排出抑制及び使用合理化施策の推進に当たっては、回収・再利用・破壊の社会システムの構築をも視野に入れた施策に努めること。

また、中小企業等の資金的負担にかんがみ、引き続き金融・税制上特段の考慮を払うこと。

2 特定物質の追加、製造量の一層の削減等製造規制に当たっては、需給、価格動向について十分な監視を行うとともに、不当な供給制限や価格の引き上げが生じないよう適切な措置を講ずること。

3 オゾン層の状況の観測、監視、保護に関する調査研究に当たっては、関係省庁、研究機関との連絡・協力を緊密にするとともに、諸外国と協調した観測・監視体制の整備、調査研究の充実強化に努めること。

また、得られた観測結果、研究上の知見については、諸外国のものも含め情報提供に努めること。

4 國際的なオゾン層保護対策の実効性を確保するため、途上国に対する技術及び経済の援助に努めること。

右決議する。

製造物責任法案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、製造物の欠陥により人の生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するため、製造物の欠陥に係る製造業者等の損害賠償の責任について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「製造物」とは、製造または加工された動産をいう。
- (2) 「欠陥」とは、当該製造物の特性、通常予見される使用形態、製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。
- (3) 「製造業者等」とは、業として製造、加工または輸入した者、製造業者として氏名等の表示をした者、製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者、製造、加工、輸入または販売に係る形態その他の事情からみて実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者をいう。

2 製造物責任

製造業者等は、製造、加工、輸入または氏名等の表示をした製造物であって、引き渡したもののが欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは除く。

3 免責事由

製造業者等が次の証明をしたときは損害賠償の責めに任じない。

- (1) 製造物を引き渡した時における科学または技術に関する知見によつては、欠陥の存在を認識できなかったこと。
- (2) 製造物の部品または原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

4 期間の制限

損害賠償の請求権は、次の期間経過後時効によって消滅する。

(1) 被害者またはその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年。

(2) 製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年。ただし、蓄積損害または遅発性損害は損害が生じた時から起算する。

5 施行日

公布日から1年を経過した日から施行し、施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

〔附帯決議〕

本法は、製造物の欠陥によって生じる責任のあり方を基本的に改めるものである。施行後の本法の運用が円滑に行われるとともに、製造物の欠陥による被害の防止と救済の実効を高めるため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 立法の趣旨や条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた内容について、消費者、中小企業者等関係者に十分周知徹底されるよう努めること。
- 2 欠陥の存在、欠陥と損害との因果関係等について、被害者の立証負担の軽減を図るため、国及び地方自治体の検査機関、国民生活センターや消費生活センター等、公平かつ中立的な民間検査機関等の検査体制の整備に努めるとともに、相互の連携強化により、多様な事故に対する原因究明機能の充実強化を図ること。
- 3 被害の迅速かつ簡便な救済を図るため、裁判外の紛争処理体制の整備を図ること。
- 4 欠陥の早期発見、再発防止を図る観点から、事故情報の収集体制を整備するとともに、企業秘密やプライバシーの保護及び情報収集面への影響にも配慮しつつ、情報公開に努める等、事故情報の積極的な提供を図ること。
- 5 輸血用血液製剤の欠陥については、その使用が緊急避難的なものであること、副作用等についての明確な警告表示がなされていること、世界最高水準の安全対策が講じられているものであること等、当委員会の審議を通じて明らかにされた製品の特殊性を考慮して総合的に判断されるものであることを周知徹底すること。

- 6 輸血用血液製剤による被害者の救済については、その特殊性にかんがみ、特別の救済機関等の設置に努めること。
 - 7 中小企業者の負担を軽減するため、製品安全対策、クレーム処理等について相談・指導体制の充実を図るとともに、製品安全対策の推進のための積極的な支援を行うこと。
また、下請事業者に不当な負担を及ぼすこととならないよう十分配慮すること。
 - 8 国の製品安全規制については、経済・社会の変化や技術革新に対応し、適時適切に見直すことにより、危害の予防に万全を期すること。
 - 9 製品被害の未然防止を図るため、製造者が添付する製品取扱説明書及び警告表示について適切かつ理解しやすいものとなるようにするとともに、消費者の安全に係る教育、啓発に努めること。
- 右決議する。